

第 4 2 6 回佐賀地方最低賃金審議会

1 . 日 時 令和 3 年 7 月 2 日 (金) 10 時 00 分 ~

2 . 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室

3 . 出席者

公益委員

安 德 弥 生
甲 斐 今日子
富 田 義 典
松 本 さざり
安 永 治 郎

労働者代表委員

草 場 薫
草 場 義 樹
小 池 和 明
矢ヶ部 教 馬
吉 岡 保 博

使用者代表委員

江 島 秋 人
八 谷 浩 司
平 野 智 子
淵 上 正 樹

事務局

労働局長

加 藤 博 之

労働基準部長

川 辺 博 之

賃金室長

野 村 徹 哉

賃金指導官

河 野 有 美

賃金指導官

定刻となりましたので、ただ今より「第426回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

初めに、本日は傍聴人として司法修習生の方が1名いらっしゃいますのでお知らせいたします。傍聴人におかれましては、既にお渡ししております、「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

私は、本年4月より賃金室で勤務しております河野と申します。よろしくお願いいいたします。

本日は、松永委員がご欠席と甲斐委員が少し遅れるという事がございますが、審議会令第5条第2項に規定します、定足数の10人に達していることをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本年4月に事務局に異動がありましたので、紹介させていただきます。労働基準部長の川辺でございます。

労働基準部長

4月1日付けで、佐賀労働局労働基準部長を拝命しました川辺でございます。最低賃金の運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また本日は、業務ご多忙のなか審議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。審議会の運営につきまして、事務局として円滑な審議が進むよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

賃金指導官

本日の会議ですが、佐賀地方最低賃金審議会委員の改選後、初めての会議です。会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

お手元に辞令をお配りしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、資料の1ページに新しい委員名簿をお付けしております。今回、新たにご就任されました委員の方を事務局から紹介させていただきます。最初に公益代表委員として、松本公認会計士事務所の松本さぎり委員です。次に労働者代表委員の日本労働組合総連合会佐賀県連合会政策局長の小池和明委員です。同じくUAゼンセン佐賀県支部常任の吉岡保博委員です。次に使用者側代表委員として、佐賀県経営者協会業務課長の松永智彦委員です。大変恐縮ではございますが、新しい委員の皆様一言ずつご挨拶をよろしくお願いいいたします。まず、松本委員よろしくお願いいいたします。

松本委員

松本と申します。公認会計士をしております、よろしくお願いいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。次に、小池委員よろしくお願ひします。

小池委員

昨年の9月から、連合佐賀の方で政策局長を務めております小池です。よろしくお願ひします。

賃金指導官

ありがとうございました。次に、吉岡委員よろしくお願ひします。

吉岡委員

U A ゼンセンの吉岡と申します。お世話になります、どうぞよろしくお願ひいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。松永委員におかれましては、本日もご欠席でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第(1)の「会長及び会長代理の選任について」でございます。最低賃金法第24条第2項及び4項の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますが、従来からこの場で委員のご意見をお伺いし、お諮りしているところです。

推薦等、ご意見はございませんでしょうか。

安徳委員

これまでのご実績に鑑みまして、会長を富田委員に、そして会長代理に甲斐委員を推薦します。

賃金指導官

ただいま、会長に富田委員、会長代理に甲斐委員のご提案がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

賃金指導官

ありがとうございます。それではご賛同いただきましたので、これをもちまして、会長は富田委員に会長代理は甲斐委員ということで、よろしく願い申し上げます。それでは、会長にご就任いただきました富田委員よりご挨拶をよろしく願いいたします。

富田会長

皆様、富田でございます。会長にご指名いただきまして、また今年も充実した丁寧な審議を心がけてまいりたいと思いますので、皆様どうぞ議事進行にご協力の程よろしく願いいたします。

会長代理の甲斐委員は、来られてから本人の同意を得てから簡単な挨拶をしていただくということで、皆様よろしく願いいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行については、富田会長よろしく願いいたします。

富田会長

それでは議題に入ります。

議事次第(2)の「佐賀県最低賃金の改正諮問について」です。

賃金指導官

それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問手交)

(諮問(写)配付)

富田会長

それでは、諮問文を事務局の方から朗読してください。

賃金室長

はい。それでは朗読いたします。

佐労発基 0702 第 1 号
令和 3 年 7 月 2 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤博之

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第 12 条の規定に基づき、佐賀県最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、この諮問文を受けてこれから佐賀県最低賃金審議会としては、審議を行うこととなります。

まずこれに際しまして、労働局長からご挨拶をお願いいたします。

労働局長

ただいま、佐賀県最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえ、2円引き上げとなりました。ポストコロナを見据えまして、経済の好循環を実現するためには、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続していくことが不可欠とされております。

今年度に関しましては、6月18日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にし、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところであります。

現在の佐賀県内の雇用情勢については、有効求人倍率（受理地別）が昨年6月に1.04倍まで低下しました。その後新規求人数が緩やかに増加傾向で推移しており、今年の5月は1.18倍まで回復してきております。

長期化する新型コロナウイルス感染症への対応に加え、急激な感染拡大による緊急事態宣言等のため、事業の継続や従業員の雇用の維持に懸命に取り組んでいる企業がある一方で、コロナ前の状況まで企業活動が回復し、上回る状況となっている企業もあり、二極化している状況であります。

このような状況から、佐賀労働局では雇用調整助成金等の各種助成金による雇用の維持・安定に向けた支援、職業訓練やハローワークの支援による業種・職域を超えた再就職等の促進などに取り組んでおります。

また、賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業における設備投資やIT化といった生産性向上の取組に対する支援などに取り組んでおり、引き続き一層の支援に取り組んでいきたいと考えております。

先ほど諮問させていただいたところでございますが、経済の好循環の継続・拡大に向けて、最低賃金の引き上げは重要でございます。審議会におかれましては、新型コロナウイルス感染症による影響が続いておりますけれども、ポストコロナを見据え佐賀県の情勢などを踏まえ、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、会長代理をお願いすることになりました、甲斐委員が来られました。甲斐委員、会長代理を引き受けていただけますか。

甲斐委員

はい。

富田会長

それでは、一言ご挨拶をお願いします。

甲斐委員

甲斐と申します。本日は、本当に申し訳ございませんでした。頼りないと思われるかも知れませんが、今後、富田会長を支えながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

富田会長

それでは、皆様よろしくお願いいいたします。

次に、事務局から諮問に関する資料が準備されておりますので、説明をお願いいたします。

賃金室長

賃金室の野村と申します。よろしくお願いいいたします。

私の方からは、第 426 回佐賀地方最低賃金審議会資料について説明させていただきたいと思っております。

まずは 1 ページに、「第 54 期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿」をお付けしております。

2 ページから 5 ページは、「佐賀地方最低賃金審議会運営規程」と「佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をお付けしております。この改正については、後ほど説明させていただきたいと思っております。

6 ページ目をご覧ください。この資料は、例年付けております資料で、「第 1 図鉱工業生産指数の佐賀県の推移」でございます。生産・出荷については、平成 29 年までは増加しその後は減少しております。在庫については、平成 27 年以降は減少し令和元年以降は増加している状況であります。月で見ますと、生産・出荷共に令和 2 年 1 月からは減少し、令和 2 年 6 月からは増減を繰り返しながら増加傾向にあるような状況であります。

続きまして、7 ページは「第 2 図鉱工業生産指数の全国の推移」でございます。生産・出荷いずれも平成 29 年以降増加、令和元年より減少しているような状況でございます。在庫につきましては、平成 28 年までは減少、その後は増加し令和 2 年からは減少となっております。月別で見ますと、生産と出荷が令和 2 年 5 月まで減少しその後増加している状況でございます。在庫については、減少から横ばいといった状況となっております。

続いて、8 ページでございますが、「第 3 図消費者物価指数の対前年同月増減率の推移」でございます。この表については、全国と佐賀を 1 つのグラフにしておりまして、佐賀の数字が青の折れ線となっております。共に概ね同じ様な傾向を示しておりますが、年で見ますと平成 24 年から平成 26 年まで上昇し、平成 27 年以降は下降、平成 29 年以降増加、令和元年に共に減少しているような状況でございます。月で見ますと、令和 2 年 1 月以降全国、佐賀共にほぼ同様の水準で推移していますが、令和 3 年 1 月までは減少傾向、その後増加し令和 3 年 5 月に減少している状況となっております。

続いて、9 ページの雇用環境についてのグラフで、「第 4 図有効求人倍率の推移」でございます。全国、佐賀共に概ね同様の傾向を示しており、年で見

ますと、右肩上がりで上昇しておりましたが、令和元年以降は全国、佐賀共に減少となっております。月毎に見た場合、全国、佐賀共に同様に減少傾向でございましたけれども、先ほど局長からもお話がありましたが、佐賀の令和2年1月が1.2倍、令和3年5月が1.18倍と若干持ち直しております。

続きまして、10ページをご覧ください。「第5図月間定期給与額の推移」でございます。年で全国の場合を見ますと、平成25年以降26万円前後で推移しております。佐賀の場合を見ますと、平成25年以降23万円前後の状況となっております。月毎に見た場合、令和2年8月以降22万円を下回るような月が認められております。

続いて、11ページでございますけれども、「第6図月間総実労働時間数の推移」でございます。年で見ますと、全国、佐賀共に平成25年から減少傾向となっております。月毎を見ますと、全国、佐賀共に同様の傾向になっており、令和2年5月に落ち込んで、その後は増減を繰り返しております。労働時間について、佐賀は全国より長い数字となっております。

次に、12ページの「第7図月間所定外労働時間数の推移」でございます。令和2年1月以降、全国、佐賀共に同様の傾向になっており、令和2年5月に減少し、その後は増減を繰り返しながら増加傾向となっております。

以上がグラフの説明です。

13ページは、第1図と第2図で説明いたしました、佐賀と全国の「鉱工業生産指数」の数値でございます。13ページの右側に「新設住宅着工件数」を掲載しております。全国、佐賀共に令和2年は大きく減少しております。

次の14ページですが、表の右側をご覧くださいますと、大型小売店の売上額と、その対前年同月比を記載しております。年で見ますと、全国は増減を繰り返している状況であります。佐賀を見ると減少しているような状況になっております。令和2年については、まだ数字が公表されておられませんので記載しておりません。

続いて15ページですが、右から2番目に「完全失業率」の九州・沖縄と全国を記載しております。九州・沖縄については、平成23年以降減少傾向にあり、平成30年度以降は2%台で推移しているような状況で、令和元年からは、若干増加に転じております。その右側は、佐賀県の企業倒産の状況でございます。平成24年の57件をピークに減少傾向にありましたけれども、令和2年については42件と増加に転じているような状況でございます。

続いて16ページですが、先ほどグラフで説明しました給与額や労働時間数の数値になります。

ページをめくっていただきまして17ページですけれども、これは令和3年6月24日現在の「令和3年度春闘、各機関別賃上げ状況の集計状況（加重平均）」となっております。全国の今年の春闘の賃上げ回答の妥結状況で、連

合の全体の集計では、6月4日公表時点で賃上げ率は1.79%金額で5,233円、300人未満は賃上げ率が1.74%金額で4,331円となっております。

その下に、経団連の集計がありますけれども、令和3年5月28日公表段階で、500人以上が賃上げ率1.82%金額で6,040円、また6月11日公表段階で、500人未満規模では賃上げ率が1.72%金額で4,444円となっております。

ページをめくっていただき、先ほど局長挨拶でもお話があったと思いますが、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」を付けております。この中で、アンダーラインを引いたところを読み上げますと、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされております。

参考として、下のほうに「＜参考＞経済財政運営と改革の基本方針2020」とありますが、昨年はコロナ禍で非常に遅くて令和2年7月17日に閣議決定されております。参考までに読み上げますと、「最低賃金の引上げについて、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。」ということが、昨年の基本方針でありました。

次に19ページでございますけれども、これも例年付けておりますが、答申いただいた日から最短の最低賃金の効力発生日の表でございます。これは、異議申立期間や改正公示期間等を勘案し、例えば、10月1日（金）発効となりますと、答申日が8月5日（木）となります。答申日がずれていくと右側にありますように発効日がずれていくという表になっております。

以上が、議題についての提出資料の説明でございます。

あと二つ資料をお配りしておりますが、これについては分量がございますので、全部は説明いたしませんけれども併せて説明したいと思います。

令和3年度関係資料一覧という資料と諸外国の最低賃金の状況・報告書という、二つの資料をお配りしていると思います。まず、関係資料一覧の方が

ら説明したいと思います。この資料については、厚生労働省で賃金関係の全国会議がございまして、その会議資料の抜粋したものを付けております。

ページをめくっていただきまして、改めて「最低賃金制度について」でございます。最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

印で書いておりますが、但し、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者などについては、労働局長の許可を受ければ減額して適用することが可能です、となっております。

その下に、地域別最低賃金ということで、全国加重平均の額が平成14年から令和2年まで載っております。右側の方が最近の数字になるわけですが、平成28年から令和元年までは20円代の引上げとなっておりますが、昨年は目安が示されずに対前年引上げ額は1円0.1%というような状況でございました。

次に、地域別最低賃金の決定基準でございます。決定基準には三つございまして、これは法律で定められております。1として労働者の生計費、2として労働者の賃金の状況、3として企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるとされております。

次は、罰則ということで、最低賃金に違反した者は、五十万円以下の罰金となっております。

ページをめくっていただきまして2ページは、北海道から沖縄の令和2年度の地域別最低賃金額の決定状況でございます。昨年の決定額と前年の決定額と引上げ額と発効年月日が記入されております。

3ページをご覧いただきたいのですが、地域別最低賃金額の改正決定の手順でございます。上の段に、中央最低賃金審議会の「目安の答申」が7月から8月とありますが、今年の目安答申は7月16日の予定となっております。下の段が地方の手順になりまして、佐賀労働局で本日が諮問、これから調査審議をおこなって、改定額の答申となっていく順番になっております。

ページをめくっていただいて4ページは、令和2年度中央最低賃金審議会における労使の主張ということで、昨年の目安審議の労働者側と使用者側の主張と公益委員見解が載っております。お時間があれば、参考に見ていただきたいと思っております。

5ページは、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、でございます。全国AランクからDランクまでございまして、佐賀県はDランクとなっております。令和2年度については、目安は示されず、令和元年度のDランクの目安額は26円でございます。その下に参考として、最低賃金の

最高額と最低額の比率の推移というのが載っておりますが、平成 25 年度は最高額と最低額の比率を見た場合は 76.4%で令和 2 年度は 78.2%、最高額と最低額の金額の差は、平成 25 年度が 205 円で令和 2 年度は 221 円となっております。

ページをめくっていただきますと、今言った最低賃金の最高額と最低額の比率の推移がグラフになっております。比率については、85.3%から段々下がってきてまた上がっているような状況でございます。金額の差については、平成 14 年の 104 円から令和 2 年の 221 円まで、令和 2 年は下がっておりますが段々上がっているような状況になっております。

7 ページは、令和 2 年度の地方最低賃金審議会結審状況でございます。採決の状況について、全会一致が 13 地賃で前年が 16 地賃、使用者全員反対が 24 地賃で前年が 24 地賃、労働者全員反対が 10 地賃で前年が 2 地賃というような状況です。

引上額について、引上げなしが 7 地賃、プラス 1 円が 17 地賃、プラス 2 円が 14 地賃、プラス 3 円が 9 地賃ということで佐賀県については、プラス 2 円ということでございました。

結審時期と発効日については、22 地賃が 10 月 1 日に発効し、令和元年度は 26 地賃が 10 月 1 日に発効しました、ということになっております。

ページをめくっていただきまして、8 ページでございますが、これは先ほど議題資料で説明いたしました、基本方針 2021 と同じものでございます。

ページをめくっていただき 9 ページをご覧くださいと、自民党と公明党のそれぞれの最低賃金引上げに関する公約を記載しております。

10 ページについては、最低賃金の国際比較 (G7) をしておりまして、日本以下フランスまでの最低賃金の額が記載されており、アメリカ以外は 1,000 円代の最低賃金となっております。

次に 11 ページをご覧くださいなのですが、最低賃金の引上げによる影響ということで、グラフが二つございます。左のグラフは最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合の推移ということで、全体と小規模事業所の二つの棒がありまして、全体で見た場合の影響の推移は、平成 22 年の 2.6%から令和元年の 6.0%、小規模事業所においては、平成 22 年の 4.1%から令和元年 16.3%に上がっている状況にあります。

業種別で見た場合のグラフは右側になりますが、これは令和元年の数字になっていて、折れ線グラフが割合で、棒グラフがその人数となっております。この表の一番左の「宿泊業、飲食サービス業」が 12.6%で一番影響を受

けており、次に「卸小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」で、最後は「電気、ガス、水道業」といった状況になっております。

ページをめくっていただきまして、都道府県別の影響率（令和元年）がありますが、これは「賃金構造基本統計調査」をもとに集計した影響率となっております。Dランクでは、鳥取、島根、佐賀などは全国平均を下回っていると書かれておりまして、グラフで見ると佐賀県は右から10番目に位置しており、4.2と書かれていますが、全国平均が6.0ですから、全国平均を下回っているようなことになっております。

13ページは、最低賃金引上げに向けた収益力向上セミナーということで、働き方改革推進支援センターやよろず支援拠点を中心として、最低賃金の周知とか収益力向上の講演とか個別相談をやっております、というようなことがまとめられています。

14ページをご覧いただきたいのですが、令和2年度都道府県別未満率と影響率（小規模事業所）ということで、これは令和2年の最低賃金に関する基礎調査の結果が、このグラフになっております。佐賀県については、右から5番目にありまして未満率は1.6%、影響率は7.0%となっております。未満率とは、この調査は昨年基礎調査でしたので、昨年の最低賃金は790円で行ったから、その時点で790円を下回っているのが1.6%です。影響率とは、790円から792円に最低賃金が上がりましたので、上がったことによって影響を受ける人の割合が影響率ということになりまして、これが7.0%ですというような数字になっております。

ページをめくっていただきまして、15ページが令和2年度の全国の地域別最低賃金改定状況であります。改定金額、採決の状況と、発効日の一覧です。佐賀については、下から7番目にあります。

次にページをめくっていただきまして、16ページでございますけれども、見にくくて申し訳ございませんが、「地域別最低賃金額と目安額との関係の推移」ということで、平成21年から令和2年までの数字が載っております。これは、ランク別に上からA・B・C・Dとわかれておりまして、佐賀は、Dランクで下から5番目に載っております。平成21年から平成26年まではプラスで、平成27年から平成29年までは、何も書かれておりませんのでプラスマイナスゼロです。平成30年以降は、またプラスで推移しております。

次に17ページをご覧いただきたいのですが、「地域別最低賃金の発効状況の推移（平成21年度から令和2年度）」ということで、平成21年から令和2年度までランク別に載っております。佐賀は下から5番目に載っておりまして、昨年の発効日を見ますと佐賀が10月2日ということで、他局を見た

場合ですと大分、島根、熊本、秋田が10月1日で、福島、鳥取、佐賀の三つが10月2日で、後が10月3日というような状況でございました。

18ページは、「地域別最低賃金の異議申出状況の推移（平成21年度から令和2年度）」ということで、8月末に異議審をやっておりますけれども、毎年の佐賀の状況は、県労連の方から異議申立が出ております。

次に19ページは、「特定最低賃金の審議結果について」ということで、全国の数字が載っています。これを見た場合、新設申出が7件ございましたが、必要性なしが7件となっております。また、改正申出については194件ありまして、必要性ありが154件、必要性なしが40件ということになっております。必要性ありとするためには、原則「全会一致」ということになっております。金額審議ということで154件、引上げなしが10件となっておりますが、本来は、必要性ありとなったら金額を上げるべきという話が出ております。

ページをめくっていただきまして、20ページは「特定最低賃金の年内発効の状況（平成21年度から令和2年度）」です。

次の21ページは、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」ということで付いていますが、令和3年の数字を見ますと、監督実施事業場数が9,308ということで前年より大きく減っておりますが、これは昨年のコロナの影響で減っているということと、引上げ額の幅が小さかったということもあると思います。

ページをめくっていただきまして、22ページは「業種別法違反の状況（令和3年1月から3月全国計）」と、あと23ページ以降は減額特例ということで、最低賃金について局長の許可を受ければ減額して支払うことが可能という話をしたかと思いますが、その申請件数の全国の状況が23ページ以降に付いております。

26ページは、「令和2年度地域別最低賃金の市町村広報紙（誌）への掲載実績」です。

27ページは、「中小企業の生産性向上等に係る支援策」で、経済産業省と厚生労働省の施策がそれぞれ書いてあります。

28ページ以降は、令和3年度の「業務改善助成金」等の資料をお付けしております。

33ページは、先ほども説明しました令和3年度の春闘の状況と、34ページは、「令和3年春闘について」ということで資料を付けさせていただきます。

35ページなんですけれども、「新規高卒者の求人・求職・内定状況（各年度3月末現在）」ということで、各年度の3月末現在のグラフを付けさせて

いただいております。これを見ますと、令和2年度の就職希望者数が2,083で求人数が3,745で求人倍率が1.80、就職内定率が99.5%というような高い数字となっております。

ページをめくっていただきまして、36ページは「新規大学等卒業予定者の就職内定状況（各年度4月1日現在）」ということで付けさせていただいております。これは、大学等ということで短期大学とか専門学校を含んだ数字となっております。令和2年度を見ると、卒業予定者数が2,561で就職希望者数が2,044、就職内定者数が1,973で就職内定率が96.5%というような数字となっております。

最後に37ページですが、「佐賀県の金融経済概況（2021年春）」ということで、ちょっと古いものを付けておりますが、これは新しいのが出ましたらまた皆様方には、審議会の場でお配りしたいと考えているところです。

最後に資料がもう一つありますが、「諸外国の最低賃金の状況・報告書」ということで、基本方針の中にも諸外国の取組を参考にして、ということが書かれていたと思います。この資料の右下にページ数を打っておりますが、4ページをご覧ください。さきほど各国の最低賃金額について説明しましたが、それではその金額自体がいつ頃改定されたのか、コロナ前に改定されたのではという話も一部にありましたので、それぞれの国の引上げの時期・額・率ということで、それぞれの国ごとに直近3年の引上げは、いつ引上げていくら何%引上げましたということが、ここに書いてあります。イギリスを見れば、2021年4月にプラス2.2%であるとか、フランスは2021年1月にプラス0.99%となっております。右端に参考で日本とありますが、2020年10月から902円でプラス0.1%というような状況になっております。これについては、本省の中央最低賃金審議会の目安小委員会で配られた資料でございまして、それがホームページに載っておりますから、本日それをお配りさせていただきました。

私の方から資料の説明等は以上です。

○ 富田会長

非常にボリュームの多いご説明で、大変ありがとうございました。

ただ今の説明について、皆様ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

草場（義）委員

ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。佐賀地方最低賃金審議会資料の、6ページからの折れ線グラフを見ておりますけれども、全体的にコロナの第1波から今第5波なんですけども、どのタイミングだったか

記憶が薄れてしまっておりますので、ここが第1波だったとか第2波だったとか教えていただくと、参考になるかなあと思ったんですが。

賃金室長

後で調べてからお知らせいたします。よろしいでしょうか。

草場（義）委員

はい。インターネットで調べてからでいいですよ。

富田会長

今はっきりしていることは、7ページに鉱工業生産指数がありますが、ここで令和2年5月のところが急下降しています。ここが、緊急事態宣言が出て1か月くらい経った頃で、学校も休みで、いろんなところがストップしました。工場とか企業も止まったみたいな状況になったのがこの辺で、休業者数も6月頃に500万人くらいになって、コロナは2月頃から出始めていた訳ですが、社会的にストップ状態になったのはこの辺ではないかと思えます。

草場（義）委員

令和2年4月の後半というイメージがあって。

富田会長

4月頃からストップがかかり始めて、5月頃から指標に表れてきた感じではないでしょうか。

小池委員

教えていただきたいところがあって、関係資料一覧の12ページと14ページに記載されております都道府県別の影響率ですが、考え方を教えていただいでよろしいでしょうか。

賃金室長

考え方ですか。

小池委員

考え方と言いますか、どういう数字の出し方をされておりますか。どう見ればいいですか。

賃金室長

毎年6月に基礎調査というのを実施します。昨年の例で言うと、その基礎調査の結果を受けて、賃金の分布の状況、例えば790円の人は何人いますよという資料を作ります。去年、この未満率というのが最低賃金未満の人で、去年7月の審議会の段階での最低賃金額が790円でしたから、この基礎調査において790円未満の人の割合が1.6%ですというのが未満率です。よろしいですか。

小池委員

実際に時給をいただいている方の時給換算ですか。

賃金室長

はい、そうです。

小池委員

時給で支給されている方のですか。

賃金室長

時給の方ばかりではないので、時給に換算して、です。

小池委員

はい。

賃金室長

昨年の6月に行った基礎調査の結果において、790円という昨年の最低賃金を下回った人の割合が未満率ですが、そこに1.6%あります。昨年の審議会に於いて、8月6日に答申をいただいて10月2日に発効した最低賃金が792円ですが、昨年の基礎調査に於いて792円に上げた場合に、影響を受ける人の割合が7.0%でした、ということになります。

今年の基礎調査の結果は、今集計をしているところですが、今年の未満率という数字は、今現在の792円を下回る人の割合になります。今年の最低賃金がいくらになるか分かりませんが、決まったその額を下回る人が影響率となる、というような考え方です。

小池委員

14 ページは、要は事業所規模 30 人未満を対象にした、基礎調査の 1.6% という概念でいいんですか。

賃金室長
そうです。

小池委員

働く全体の 1.6%ではなくて、事業所規模 30 人未満の、ということですね。結局、最低賃金というのは、日本全体の働く人達の何%を救うためのものというか、決まりを審議しているのかなあという一つの疑問があります。先ほどの国際比較も、じゃあそれが全体の何%なんですか、という疑問がありますので、そこら辺を知りたいなと思ひまして。

賃金室長

事業所規模が 30 人未満で、製造業等は 100 人未満を調査対象としているのが基礎調査です。

小池委員

佐賀でいったら、1.6%と 7.0%が影響しますということですか。

賃金室長
そうです。

小池委員

はい、分かりました。

吉岡委員

私もよろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

吉岡委員

関係資料一覧の 6 ページですが、地域間の格差です。最高額と最低額の差ということで、平成 20 年に最低賃金法の改正がありまして、そこからずっと最低額と最高額のパーセンテージが下がってきているように見受けられま

す。この時に、何か地域間格差を埋めるような何かがあったということによるのでしょうか。

この後、ずっと75%、76%あたりを推移しておりますが、これが目指すべき姿と合致していたのかなど。そもそも、目指すべき姿があったのかということ、教えていただければと思います。

労働基準部長

具体的なことは控えておりませんので、また詳細はお調べしてお伝えさせていただきたいと思いますが、平成20年の最低賃金法改正のこの段階で、平成26年のところにあります、生活保護との乖離解消の議論がされておりました、生活保護との乖離をなくしていくということで、段階的に生活保護と最低賃金額が逆転しているところから、大幅に引上げていったという部分があります。そういうところが、影響しているのかなと思っております。

富田会長

すみません。今、吉岡委員のおっしゃっていることが聞き取りづらかったので、最低賃金と生活保護の関係が4ページ、5ページとどう関わっているのかということですか。

吉岡委員

6ページのグラフを見たときに、平成20年に最低賃金法の改正がありまして、地域間格差というのは最低額と最高額の格差のグラフの推移が、ここで下がってきていると見受けられて、その時に、要は最低額と最高額の格差を埋める法改正があったりとか、若しくは目指すべき姿が示されたとか、そして、それがもしあるのならば最低額と最高額の格差をどう目指していくのか、ということがあれば教えていただきたい、ということです。現在78%前後で推移しているのですから、それで良かったのかという質問です。

労働基準部長

ひとつの要因として、生活保護との乖離解消というところで、生活保護よりも低いところでは乖離を解消するために最賃額を上げていった部分もあって、それが影響してこのような結果となっているのではないかと思います。

富田会長

確かにいくつかの県が、生活保護を下回っていたというのは何年か前にあり、はっきり下回っているところもあり、そこは自動的に引上げていかなければならないということで改善をして、それが全体においてどう響いたか。

佐賀県の場合は、生活保護が下回っていなかったのに、直接そこまで影響はなかったのですが、生活保護を自動的に上げた部分が、最低賃金の一番下の方をどれだけ上げることになったかということですね。

甲斐会長代理

今の件で言うと、目安をその年にどういう出し方をしたかという数値を見れば、かなり分かってくるかなと思います。A、B、C、Dランクありますので、恐らくそういう意図があるのであれば、Dランクの目安とAランクの目安の格差といいますか、そういった分析の仕方もあるのかなという気はしています。

富田会長

なかなか難しいですが、最低賃金が生活保護水準を下回っているというのはDランクだけではなくて、CランクとかBランクのところにも下回った県がありました。Dランクだけではなかったのに、なかなかどう響いたかというのは難しいですので、ちゃんと調べないと何とも言いようがないように思います。何か分かったら教えて下さい。

労働基準部長

調べまして、追ってご説明をさせていただきたいと思います。

富田会長

他にお気づきになった点等々ございませんか。

矢ヶ部委員

よろしいですか。

関係資料の28ページですが、これは賃金を引上げて設備投資もします、そしたら助成しますという制度になっているということですよ。

賃金室長

はい。業務改善助成金はそうですね。

矢ヶ部委員

そうですね。これの今申請されている佐賀県の事業所はどれくらいありますか。20円上げたら助成がいくらかでプラス設備投資という感じですよね。

賃金室長

はい、そうです。

今年3月の「第425回佐賀地方最低賃金審議会」の資料の中で、その年の業務改善助成金の決定状況で説明させていただきますと、令和2年は17件でした。

矢ヶ部委員

それでは、このように賃金も引上げて設備投資もしたというところで、理解しておけばいいですね。

賃金室長

はい、そうです。

矢ヶ部委員

はい、分かりました。今も受付けしていますよね。

賃金室長

はい、そうです。来年の1月31日までということで、令和3年度の受けはしております。

矢ヶ部委員

はい。了解です。

労働局長

コロナ対策とセットで考えて利用していらっしゃることも多くて、例えば、飲食店などでは今まで対面型で注文を受けていたものを、タブレット方式に変更して非接触型で業務を行えるようにされました。その中で、この業務改善助成金を使ってコロナ対策とセットで利用されたところは、結構見受けられました。

引上げ額が2円引上げでしたので、本当に活用される方があるのだろうかと思っておりましたら、令和元年に比べると令和2年の方が利用件数は多くて、こういう会議の場等で積極的に紹介していきたいと思います。

富田会長

皆様よろしいでしょうか、他にございますか。

(質問なし)

富田会長

それでは、何かありましたら次回にでもご質問いただいて、佐賀地方最低賃金審議会資料、関係資料一覧につきましての質問はこれくらいにいたします。

次に議事次第(3)「佐賀地方最低賃金審議会運営規程・専門部会運営規程の改正について」ということで、事務局より説明をお願いします。

○ 賃金室長

佐賀地方最低賃金審議会資料の2ページ以降に、「佐賀地方最低賃金審議会運営規程(案)」と4ページ以降に「佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)」というのをお付けしております。

4月、5月に皆様方のところにお伺いした時に、これを持って行き、説明させていただきましたが、赤い字のところが変わっているところです。以前お伺いした時には、議事録の署名について、本省から示されたものが削られていたので、佐賀もこれを機会に削りましょう、とご説明させていただいたところでしたが、他局の状況等を確認しましたところ、署名を残さないと担保が取れない、というような話もございまして、署名の部分については将来的に電子署名とかそういったものが整ったところで改正します、ということにして、今回は署名については残すこととさせていただいております。

ただ、佐賀地方最低賃金審議会運営規程の中で、本省のものと見比べて変えた方がいいのではないかという文言を、一部改正したいということで(案)として出させていただいております。

佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程についても同様でして、4ページ目第6条に「会議の公開」というのがありますが、会議は原則として公開するとかその辺が書かれておりますが、今回よくよく規程を見てもと、専門部会の運営規程の中に会議の公開というのが、平成13年7月31日作られたものには抜け落ちていたということがございましたものですからこれを追加しました。

それ以外については、文言をきれいにし改正したいということで、(案)として提出させていただいております。

以上です。

富田会長

審議会に関わっている運営規程に関しては、会長は何をするかというものがなくて、会長はこういうことをするという文言をちゃんと入れた整理するとなっているので、会長は議事を整理するとなっているからこういう言葉を使うのでしょうか。

専門部会の運営規程の方は、少し実態と合わない部分があって、議事の公開については、原則として公開とするとこれまでも行ってきたのが運営規程ではそうはなっていなかったとか、もっと上の方の構成について、専門部会の委員は9名とするとかこれもうたってなかった。

専門部会の部会長の役割、これは当てはまらない文言が使ってあったりとか、それと専門部会の廃止で役割が終わったらこれを廃止するとか、これは今までもやってきましたが、規程の中には無かったのでこういう機会に載せています。

実態に合わせてすでに行っているような形に、規程を変えるということでございますので、整理することは仕方がないことだと思いますが、いかがでしょうか。

江島委員

前回、事務局の方からお持ちいただいた中には、議事録は作成しないとなっていたのですか。

○ 賃金室長

署名ではないですか。議事録を作成しないということではないです。

江島委員

そして、その時に私が申し上げたのは、署名をしなくて誰が責任を取るんですかね、とお話をしましたよね。

富田会長

署名をしない場合は、誰が責任を取るかということですか。

江島委員

誰が責任を取るんですかね、と。会長一人でいいんですかね、とお話をしましたよね。署名は引き続いて履行されるんですかね、ということと、やっ

ぱり三者が確認してきたものを、電子になるからもうやらないですよ、という方向に行くのではないかと実は心配しています。

誰も確認しないまま、私たちは電子の内部に入れるわけではないですから。そういうことになってしまうと、議事録の意味がなくなってきますよね。審議会自体の責任の所在が、もう全くわからなくなってきます。

議事録を専門部会で作るようになったのは、確か去年か一昨年からではなかったですか。非公開にしているのに、議事録をどこまで出すんですか、という記憶がありますけど。

○ 賃金室長

昨年も説明させていただきましたけれども、公開されている審議会については、議事録をホームページに出しますということと、非公開になっている専門部会については、議事要旨といったものを作成し、それをホームページ上で公開します、ということです。

議事要旨については、皆様方全員に送りましてこれでよろしいでしょうかと確認をしたうえで、ホームページに出させていただいたということです。

江島委員

今回は、規程の中にきちっと入れますよと理解すればいいですよ。多分これはなかったでしょう。議事録は、非公開にします、というだけで。

○ 賃金室長

専門部会運営規程の第7条で、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとするがあります。

江島委員

元々あったんですね。

○ 賃金室長

元々は、議事要旨は公開とするとありました。

江島委員

なるほどなるほど、ここは言葉の整理をするだけでよかったんだ。

富田会長

署名につきましては、今までどおりでやるということで。

江島委員

今までどおりにやって欲しいと、会長だけに責任を負わせるのは、いかなものかなと思います。三者がやっているなら、三者が面倒くさいですがきちっと確認した上で、概要であろうと何であろうと整理すべきですよねというのが私の考え方であります。

今の話では、各県の状況はまだ残っているようだし、ということなんですけど、各県が残らなかったらこの議事録には署名しないんですかね、というのが、私の疑問のひとつです。

それと、電子になった場合には、電子の内部には私たちは入れないので、どうやって署名するのですかねというのがひとつです。

これは、また来年再来年、同じような議論になった時に、審議会の方できちっと議論を一度しておいたほうがいいかな、と言うことで今話をしています。

労働局長

江島委員からのご意見をお聞きしておりましたので、今回、運営規程第7条第1項にありますように、議事録の署名は今までどおり行います。

佐賀の審議会の在り方については、当然委員の方のご意見を聞いて開催することになりますので、他県の状況については参考にはいたしますけれども、その時は委員の皆様のご意見をお聞きしてまいります。

江島委員

はい、分かりました。「他県の状況によって」ということではなくて、と言う局長のお話を聞いただけで私は満足です。特に意見はございません。

一点だけいいですか、規程の程は、程と定めると二つありますが、束になっている時は禾辺の程、前項の規定という時は定めるとというのが、通常ではないかと思えます。敢えて、「定める」を「程」に変えてあるから、お聞きしようかなと思って。1条でも2条でもどこでもいい話ですが、確かに1条の方は「この規程は」と束の方の「程」になりますが、2条2項の方でわざわざ定めるの「規定」を「程」に変えてありますが、束の「程」ではなくて定めるの「定」ではないかと私は思います。

○ 甲斐会長代理

4ページですけれども、ここに人数を入れてなかったということで今回入れるという案ですが、これは運営規程で、人数とかはどこか別のところに決

まっているというようなことはないですか。例えば、審議会運営規程の中には、何人置くとかではなくて審議会はどういう構成でやるというのが、別の規則とかでどこかにあった場合、ここはあくまでも運営していく上での中身なので、それと対比化しているところに9人と書く必要があるのかなという気がします。

専門部会は、こういった人を置くみたいなことが、どこかにあるのではないかなという気がしますが、どうでしょうか。

9名とするなら、9名の内訳みたいなものが実は重要になってくるので、敢えて、ここに何かを書く必要があるのかなという気がします。

○ 賃金室長

その辺は、次回までに他局とかのも調べてご報告させていただきます。

○ 甲斐会長代理

全体的なことを見ていただいて、やっぱり置かなければならないのであれば、勿論置いていただいていいんですけど、敢えて、ここに何か置く必要があるのかなという気がしたんです。

それ以上にもっと上の規程に、何かがあるのではないかという気がしたので、そこは調べていただいて。どうなんですかね。

富田会長

何とも言いようがないですね。運営規程ですからね、確かに。

江島委員

甲斐会長代理が言われるように、審議会の中に専門部会を置く時には、労働者委員、公益委員、使用者委員から選任するみたいな、親の方にあってそれを受けて数を決めるというパターンが多いと思いますね。

大体、構成は甲斐会長代理が言われるようなのが、普通だと思います。敢えて、人間だけは専門部会の委員が決める話ですから、5人にするのか2人2人にするのか、奇数にするのかですね。だから、親審議会の第何条に規定する、各委員の人数は9名とするみたいなですね。構成上、そのような構成が普通だと思います。調べれば、すぐ分かることではないですか。

○ 甲斐会長代理

調べていただいて、このままでいいのか、少し工夫をした方がいいのかというところを。

富田会長

それと、さっきの規程のところは定めるにするか、それとも定めるを両方とも取ってしまって前項のとするか。

江島委員

普通は、前項のとします。

富田会長

前項にしますか、両方とも取るということで。

江島委員

前項のとか第2項とかですね。

富田会長

それでは、両方とも取って前項のにします。審議会運営規程の第2条第2項と専門部会運営規程の第3条第2項にある規程という文言を削除します。他に同じようなところはないですかね。

人数のところは、親規程を見ていただいて、人数に関しては、ペンディングとしておきましょうか。よろしいですか。

労働基準部長

今、この場でこれを照らすことは難しいですので、次回の審議会の時に報告させて下さい。

富田会長

じゃあそのようにお願いします。

他に何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日の審議会はこれで終わりとさせていただきます。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側草場薫委員、使用者側委員江島委員にお願いします。

○ 賃金室長

議事次第(4)「今後の審議について」ということで報告いたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項には「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と定められておりますので、本日の諮問を受けて専門部会を設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきまして、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、推薦公示を本日から 7 月 15 日までさせていただき、関係者からの推薦を経て決定することとなります。

なお、公益を代表する委員についてですが、事務局といたしましては、富田委員、甲斐委員、安永委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(公益委員の同意を得る)

よろしく申し上げます。

○ 賃金室長

また、同法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされておりますので、そのための公示をいたします。

例年は意見書のみでしたが、昨年は佐賀県労連より、審議会の場で意見を述べたいとの申出があり、専門部会の場で意見を述べていただきましたが、本年も、同様の申出がありましたら、会長等にご相談の上、専門部会の場で意見を述べていただくこととしたいと思っております。

次に、日程についてですが、中央最低賃金審議会での目安答申が出た後に、目安伝達のための第 2 回の審議会を開催いたします。これにつきましては、例年の日程等を参考に 7 月 21 日水曜日午後 1 時 30 分から、目安伝達を行いたいと思っております。

なお、専門部会については、7 月 21 日水曜日の目安伝達が終わり次第、第 1 回目の専門部会を開催したいと、この日程表にある予定で進めていきたいと思っておりますけれども、8 月 6 日について午前中に第 4 回専門部会と午後第 3 回本審答申ということで午後 2 時から予定しておりますが、第 4 回の専門部会で結審しない場合もございますので、専門部会の委員ではない委員の皆様方には、第 4 回で結審しない場合には、速やかに連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

その場合に、8月10日火曜日が予備日となっておりますので、8月10日につきましても、第5回専門部会を午前10時から行いまして、その結果について、専門部会の委員でない委員の皆様方には、電話で早急に連絡させていただきたいと思っております。申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

それと先ほども説明しましたが、議事録の掲載ということで、昨年も説明させていただいたのですが、公開している審議会については、議事録をホームページに載せるということと、公開されていない専門部会等については、議事要旨をホームページに載せるということになっておりますので、本年も、そのようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。事務局からは以上です。

○ 富田会長

どうもありがとうございます。

非常に重要な議事次第の4番を忘れておりました、申し訳ございませんでした。今の説明につきまして、いかがでしょうか。

○ 草場（義）委員

これ（専門部会委員の推薦書等）は全員に配っていますか。

○ 賃金室長

去年貰ってないとの話がありましたので、全員配っております。

○ 草場（義）委員

5人の中から、3人選べと言うことですね。

○ 賃金室長

お願いします。データが必要ということであれば送付します。

○ 草場（義）委員

データを下さい。

○ 賃金室長

分かりました。

富田会長

よろしいでしょうか。
それでは、皆さん本日はどうもありがとうございました。
お疲れ様でした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
